

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	小本河川漁業協同組合					
	住 所	下閉伊郡岩泉町小本字南中野3番地7					
2 漁業権の免 許番号	内共第5号(小本川)						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法		区 域	期 間	
		あゆ	友釣り 使用する釣竿は、1本		岩泉町袈野字袈野 と同町乙茂字三田 市との境界から下 流の小本川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日の期 間内で組合が定めて公表す る期間	
		やまめ	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 使用する釣竿は、1本		〃	3月1日から9月30日まで	
		さくらます	〃		〃	3月1日から6月30日まで	
		いwana	〃		〃	3月1日から9月30日まで	
		うなぎ	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本		〃	1月1日から12月31日まで	
		うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 使用する釣竿は、1本		〃	〃	
		こい	〃		〃	〃	
		ふな	〃		〃	〃	
		かじか	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本		〃	6月1日から9月30日まで	
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域				禁止期間	
		小本川小本橋上流端から下流40メートルまで及び同橋上 流端から上流20メートルまでの区域				7月1日から11月30日まで (あゆの採捕に限る。)	
		岩泉町袈野字袈野えん堤下流端から下流20メートルまで 及び同えん堤下流端から上流100メートルまでの区域				1月1日から12月31日まで	
	(3) 漁具漁法の 制限	まき餌及び潜水による漁具漁法は、禁止する。					
	(4) 全長の制限	名 称				禁止に係る全長	
		やまめ(ひかりを含む。)				13センチメートル以下	
いwana				13センチメートル以下			
うなぎ				30センチメートル以下			
うぐい				10センチメートル以下			
こい				〃			
かじか				8センチメートル以下			
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いwana及びにじます特設釣場並びにやまめ、 いwana及びにじますつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定 めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	1,400円	7,000円	組合事務所及 び指定販売所
		雑魚	やまめ さくら ます いwana うぐい こい ふな	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)	1,000円	5,000円	
		うなぎ かじか	竿釣り(餌釣り)				

				擬餌釣り) 手釣り (餌釣り)			
	<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
	全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所	
		やまめ さくら ます いwana うぐい こい ふな	竿釣り (餌釣り) 擬餌釣り)				
		うなぎ かじか	竿釣り (餌釣り) 擬餌釣り) 手釣り (餌釣り)				
	雑魚	やまめ さくら ます いwana うぐい こい ふな	竿釣り (餌釣り) 擬餌釣り)	17,000円	15,200円		
うなぎ かじか		竿釣り (餌釣り) 擬餌釣り) 手釣り (餌釣り)					
5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>						
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>						
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>						